

## 2. 現物給付用の受給資格証見本

〇〇市福祉医療費受給資格証 (子ども)		現物給付 三重県内対応医療機関のみ有効 〇〇市福祉医療費受給資格証 (現物給付)		
受給資格証番号	×××××××	公費負担者番号	81240×××	
住所	〇〇市●●町△△1-2-3	受給資格証番号	×××××××	
保護者氏名	三重 一郎	住所	〇〇市●●町△△1-2-3	
フリガナ	ミエ イチロウ			フリガナ
氏名	三重 花子	性別	性別	
生年月日	平成31年 1月 1日	氏名	三重 花子	
加入医療保険	記号・番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	生年月日	平成31年 1月 1日
	被保険者氏名	三重 一郎	有効期間	平成31年 9月 1日 から 平成32年 8月 31日 まで
	名称等	〇〇市国保	平成31年 9月 1日	三重県
	保険者番号	2 1 0 × × ×	〇〇市長	公印
有効期間	平成31年 9月 1日 から 平成32年 8月 31日 まで			

※受給資格証番号は償還払いと現物給付とで異なる場合があります。

※受給資格証のレイアウトは市町により異なる場合があります。

## 3. 公費負担者番号 (現物給付)

公費負担者番号は、8桁の算用数字から構成されています。

市町ごとの番号の一覧は、第7章の資料編「2市町別公費負担者番号一覧」(P35)をご確認ください。

○法別番号

子ども…(81) 一人親家庭等…(82) 障がい者…(80)

○都道府県番号

三重県は24になります。

○実施機関番号

市町にそれぞれ3桁の番号が決められています。

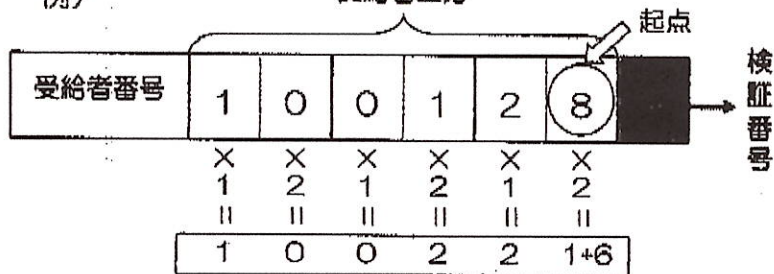
○検証番号

国で定めた計算式に基づいて算出される番号です。

検証番号の算出方法

例)

受給者区分



受給者番号の7桁は、  
レセプトの記載要領に  
基づいています。

合計 12  
↓ 下1桁の数  
10 - 2 = 8

現物給付用の  
「公費負担者番号」  
と  
「受給資格証番号」  
は  
末尾に検証番号  
(チェックジット)を  
設けています。

- ①受給者区分の各数に末尾の桁を起点として順次2と1を乗じます。
- ②前①で算出した積の和を求めます。ただし、積が2桁となる場合は、1桁目と2桁目の数字の和となります。
- ③10と前②で算出した数字の下1桁の数との差を検証番号とします。ただし、1の位の数が0のときは検証番号は0となります。  
(公費負担者番号の検証番号についても同じです。)

償還払い用

現物給付用

鈴鹿市 福祉医療費受給資格証

受給資格証番号	
有効期間	令和元年9月1日から令和2年8月31日
受給資格者	住所
	フリガナ
	氏名
加入医療保険	保険者番号
	名称等
	被保険者氏名
	記号番号
三重県 鈴鹿市長 市長の印	

\*医療機関等の窓口で、健康保険証とともに提示してください。

現物給付 鈴鹿市 福祉医療費受給資格証

公費負担者番号	
受給資格証番号	
有効期間	令和元年9月1日から令和2年8月31日
受給資格者	住所
	フリガナ
	氏名
	生年月日
	性別
三重県 鈴鹿市長 市長の印	

\*医療機関等の窓口で、健康保険証とともに提示してください。  
\*県内医療機関等においても、現物給付方式に対応していない場合がありますので、受診の際は医療機関等にご確認ください。

\*鈴鹿市外へ転出した場合等、資格喪失後は、この受給資格証は使用できません。万が一使用した場合は、鈴鹿市への返金が発生しますので、速やかに返却してください。

市町別 公費負担者番号一覧

市町名	子ども医療費				一人親家庭等医療費				障がい者医療費															
	法別	県	実施機関	検証	法別	県	実施機関	検証	法別	県	実施機関	検証												
津市	8	1	2	4	0	0	1	2	8	2	2	4	0	0	1	1	8	0	2	4	0	0	1	3
四日市市	8	1	2	4	0	0	2	0	—				—											
伊勢市	8	1	2	4	0	0	3	8	8	2	2	4	0	0	3	7	8	0	2	4	0	0	3	9
松阪市	—				—				—															
桑名市	8	1	2	4	0	0	5	3	8	2	2	4	0	0	5	2	8	0	2	4	0	0	5	4
鈴鹿市	8	1	2	4	0	0	7	9	8	2	2	4	0	0	7	8	8	0	2	4	0	0	7	0
名張市	8	1	2	4	0	0	8	7	8	2	2	4	0	0	8	6	8	0	2	4	0	0	8	8
尾鷲市	8	1	2	4	0	0	9	5	8	2	2	4	0	0	9	4	—							
龜山市	8	1	2	4	0	1	0	3	8	2	2	4	0	1	0	2	8	0	2	4	0	1	0	4
鳥羽市	8	1	2	4	0	1	1	1	8	2	2	4	0	1	1	0	8	0	2	4	0	1	1	2
熊野市	8	1	2	4	0	1	2	9	8	2	2	4	0	1	2	8	8	0	2	4	0	1	2	0
いなべ市	8	1	2	4	0	7	0	7	8	2	2	4	0	7	0	6	8	0	2	4	0	7	0	8
志摩市	8	1	2	4	0	7	1	5	8	2	2	4	0	7	1	4	8	0	2	4	0	7	1	6
伊賀市	8	1	2	4	0	7	2	3	8	2	2	4	0	7	2	2	—							
木曾岬町	8	1	2	4	0	1	6	0	8	2	2	4	0	1	6	9	8	0	2	4	0	1	6	1
東員町	8	1	2	4	0	1	9	4	8	2	2	4	0	1	9	3	8	0	2	4	0	1	9	5
菟野町	8	1	2	4	0	2	2	8	8	2	2	4	0	2	2	7	8	0	2	4	0	2	2	9
朝日町	8	1	2	4	0	2	4	4	8	2	2	4	0	2	4	3	8	0	2	4	0	2	4	5
川越町	8	1	2	4	0	2	5	1	8	2	2	4	0	2	5	0	8	0	2	4	0	2	5	2
多気町	8	1	2	4	0	3	9	2	8	2	2	4	0	3	9	1	8	0	2	4	0	3	9	3
明和町	8	1	2	4	0	4	0	0	8	2	2	4	0	4	0	9	8	0	2	4	0	4	0	1
大台町	8	1	2	4	0	4	1	8	8	2	2	4	0	4	1	7	8	0	2	4	0	4	1	9
玉城町	8	1	2	4	0	4	4	2	8	2	2	4	0	4	4	1	8	0	2	4	0	4	4	3
度会町	8	1	2	4	0	5	3	3	8	2	2	4	0	5	3	2	8	0	2	4	0	5	3	4
御浜町	8	1	2	4	0	6	6	5	8	2	2	4	0	6	6	4	8	0	2	4	0	6	6	6
紀宝町	8	1	2	4	0	6	7	3	8	2	2	4	0	6	7	2	8	0	2	4	0	6	7	4
大紀町	8	1	2	4	0	7	3	1	8	2	2	4	0	7	3	0	8	0	2	4	0	7	3	2
南伊勢町	8	1	2	4	0	7	4	9	8	2	2	4	0	7	4	8	8	0	2	4	0	7	4	0
紀北町	8	1	2	4	0	7	5	6	8	2	2	4	0	7	5	5	8	0	2	4	0	7	5	7

※訪問看護を現物給付の対象としない市町: 名張市、熊野市、伊賀市、御浜町、紀宝町